

障害者控除対象者認定に係る診断書

所得税法施行令第10条第1項第7号又は同条第2項第6号及び地方税法施行令第7条第7号又は第7条の15の7第6号の規定による障害者又は特別障害者に準ずるものとして、次のとおり診断します。

フリガナ		
氏名		
住所		
生年月日	年 月 日	満 歳
身体障害者に準ずる 高齢者の 日常生活自立度 (該当する項目を○ で囲む)	A1	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出しない。 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する。
	A2	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出しない。 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている。
	B1	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッドでの生活が主体であるが、座位を保つ。 車椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う。
	B2	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッドでの生活が主体であるが、座位を保つ。 介助により車椅子に移乗する。
	C1	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する。 自力で寝返りをうつ。
	C2	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する。 自力では寝返りも出来ない。
知的障害者に準ずる 高齢者の 日常生活自立度 (該当する項目を○ で囲む)	II a	家庭外で、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、 誰かが注意していれば自立できる。
	II b	家庭内でも日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、 誰かが注意していれば自立できる。
	III a	日中を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、 介護を必要とする。
	III b	夜間を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、 介護を必要とする。
	IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、 常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、 専門医療を必要とする。	
該当時期	年 月 日頃より上記事由に該当している。	
状態の永続性について	1. 今後、日常生活自立度が変わる。 2. 今後、日常生活自立度が変わらない。	
その他特記事項		

記入日 年 月 日
医療機関名
医師名